

いこーよジャンル定義



アクトインディ株式会社

2020年10月19日制定



『駅・空港・港』

移動手段としての活用するだけでなく
楽しめる設備が整っている施設





『駅』

現在も『駅』として、
列車に乗車するための施設として利用されている駅



- ① 駅自体に歴史的価値がある
- ② 駅ナカや駅ビルにテナントが入っており、ショッピングや飲食を楽しむことができる
- ③ 観光目的で利用する列車の始発駅・終着駅となっている

➡ 上記3つのいずれかに該当する施設が『駅・空港・港』ジャンル



①駅自体に歴史的価値がある

➡ 国や自治体から、文化財などに認定されていること。

②駅ナカや駅ビルにテナントが入っており、ショッピングや飲食を楽しむことができる

➡ 同一のフロアに20店舗を超えるテナントが入っていること。

※キオスクやコンビニや喫茶店など、数店舗のテナントが入っているのみの駅は対象外となります。



③観光目的で利用する列車の始発駅・終着駅となっている

例

➡ SL



➡ 観光列車



※ この場合は、『観光』ジャンルもつきます。



『空港』

一般利用が可能で、乗客を乗せるための定期便が発着している空港



- ① 一般人が自由に立ち入りができる展望デッキがある
- ② 民間の航空会社の定期便が発着している

➡ 上記2つのいずれかに該当する施設が『駅・空港・港』ジャンル



『港』

一般人が立ち入り出来、観光が可能な港

※ 貨物専用で一般人の立ち入りが出来ない港などは対象外となります。



- ①フェリーの定期便が発着しており、一般人の立ち入りができる展望デッキがある。
- ②一般人が観光できる漁港。

➡ 上記2つのいずれかに該当する施設が『駅・空港・港』ジャンル



①フェリーの定期便が発着しており、一般人の立ち入りができる展望デッキがあり、

➡ フェリーは一般客乗船用であること。

②駅ナカや駅ビルにテナントが入っており、ショッピングや飲食を楽しむことができる。

➡ 『観光』とは、漁港内を一般人が散策できる、魚の競りを見学できるなど、一般利用客が港の機能を見学できること。

※ 観光船のみが発着している港は、対象外となります。